

水道料金改定に向けた説明会 説明資料

令和8年8月 香南市役所 上下水道課

説明会開催の趣旨

本日の説明会では、水道事業の現状、課題、財政状況の見通し等の概要、香南市水道事業審議会の答申を踏まえた水道料金改定の基本方針を香南市議会での審議に先立って、ご説明させていただきます。

目次

1. 全国の水道事業の状況

- ▶ 1-1 人口減少社会の水道事業
- ▶ 1-2 管路の老朽化、耐震化等

2. 香南市水道事業の状況

- ▶ 2-1 香南市の水道施設の現状
- ▶ 2-2 水道事業の経営の仕組み
- ▶ 2-3 経営状況（料金収入の見通し）
- ▶ 2-4 経営状況（料金回収率の見通し）

3. 料金改定の背景と必要性

- ▶ 3-1 これまでの料金改定①②
- ▶ 3-2 なぜ改定が必要か
- ▶ 3-3 香南市の経営課題
- ▶ 3-4 水道審議会の答申の内容

4. 今回の料金改定の内容

- ▶ 4-1 水道料金の改定（案）
- ▶ 4-2 料金改定の方針
- ▶ 4-3 料金改定後の料金収入及び
料金回収率見通し

5. 県内他市との料金比較

- ▶ 5-1 比較一覧表①②
- ▶ 5-2 比較グラフ①②③④⑤⑥

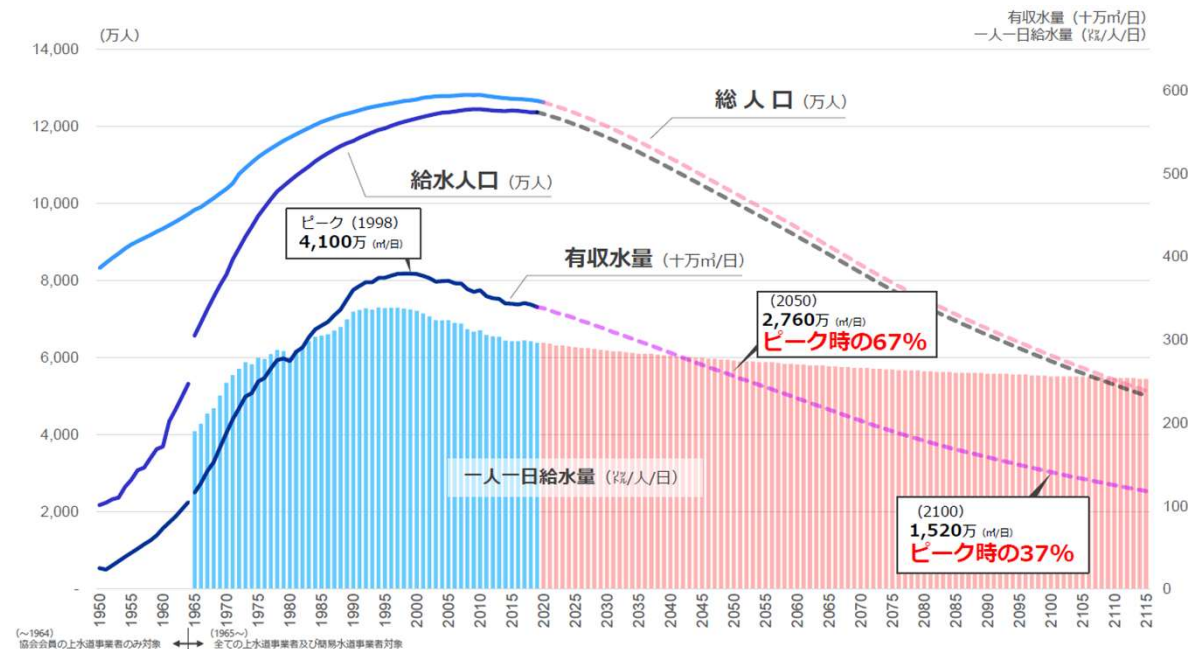
6. 今後のスケジュール

- ▶ 6-1 使用料改定に向けた
スケジュール（予定）

1. 全国の水道事業の状況

1-1 人口減少社会の水道事業

全国の水道事業では、人口減少に伴い、1998年をピークに有収水量は減少を続けています。



(出所)国土交通省「令和6年度 全国水道主管課長会議」(令和6年4月22日)

1. 全国の水道事業の状況

1-2 管路の老朽化、耐震化等

管路経年化率（法定耐用年数（40年）を超えた管路が占める割合を示す指標）は23.6%まで上昇し、管路更新率（その年度に更新した水道管延長が、全管路延長に占める割合）は0.64%まで低下しています。 ※令和4年度

老朽化の速度に対し、更新（耐震化）が追いついていない状況が続いています。

管路経年化率（%）

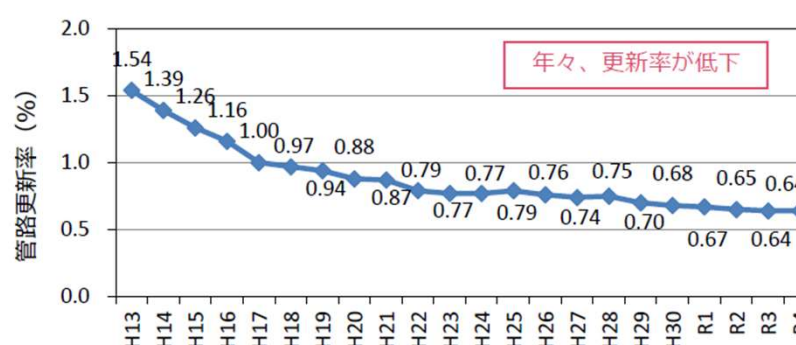
法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



令和4年度	国土交通大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	25.3%	20.7%	23.6%
管路更新率	0.71%	0.52%	0.64%

管路更新率（%）

更新された管路延長÷管路総延長×100



管路の年代別内訳（令和4年度時点）（km）	
法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	175,796
上記以外	568,618
管路延長合計	744,414

（出典）水道統計を基に算出

（出所）国土交通省「令和7年度 全国水道主管課長会議」（令和7年4月22日）

2. 香南市水道事業の状況

2-1 香南市の水道施設の現状

香南市は、平成18年の市町村合併により、広い市域の給水エリアを各ご家庭に向けて水道水をお送りしているため、多くの水道施設を使用しています。多くの施設を稼働しているため、維持管理や施設・管路の更新などに多額に費用がかかっています。

- ▶ ・水源地（取水井、補助井含む） 19ヶ所
- ▶ ・ポンプ場 14ヶ所
- ▶ ・配水池 19ヶ所
- ▶ ・水道管（送水管） 28.84km
- ▶ ・水道管（配水管） 387.71km

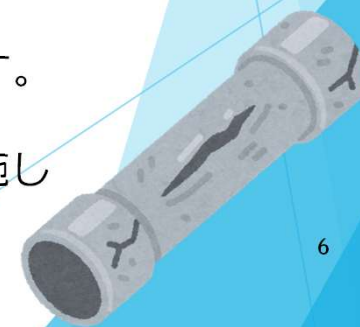


管路や水道施設は老朽化が進んでいます。

管路の法定耐用年数は40年であり、更新時期を迎える管路は今後も増加します。

老朽化による漏水も多くあり、計画的な更新が必要不可欠です。

現在も管路更新にあわせて、災害に備えた耐震性のある管路に布設替えを実施しています。



2. 香南市水道事業の状況

2-2 水道事業の経営の仕組み

水道事業（地方公営企業）は、事業を運営するために必要な維持管理費、施設整備費等の財源を水道料金によってまかなう、独立採算が原則基本となっています。そのため、水道を利用する方に水道サービスの維持にかかる費用を負担していただく、受益者負担の考え方で経営しています。

収入の総額		支出の総額
水道料金	=	維持管理費 (人件費、委託料、動力費、減価償却費等)
企業債		支払利息
補助金		施設整備費

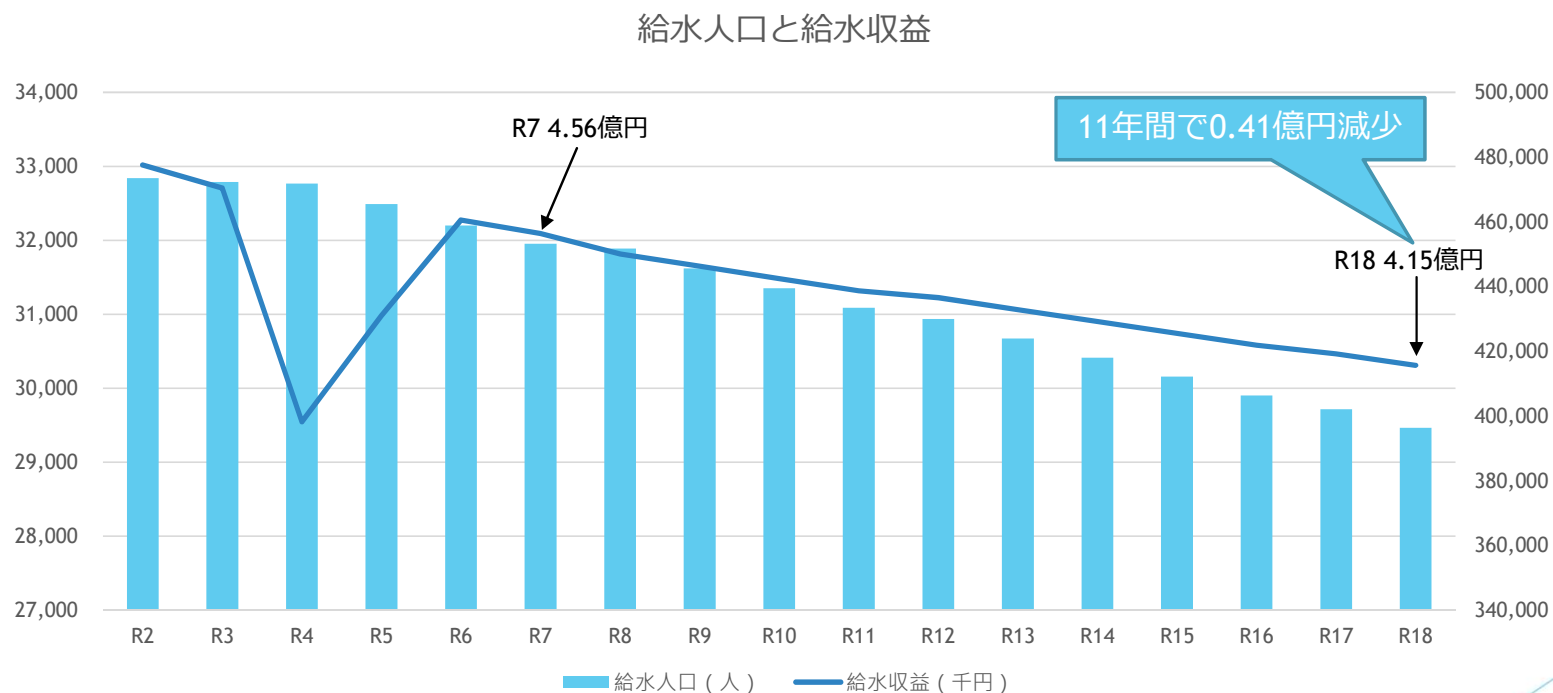
- ▶ 地方公営企業法（抜粋）
- ▶ （経費負担の原則）
- ▶ 第十七条の二（略）
- ▶ 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

2. 香南市水道事業の状況

2-3 経営状況（料金収入の見通し）

香南市の給水人口と料金収入は減少傾向にあります。

今後もこの傾向は続くと予想され、ますますの収益減が見込まれています。



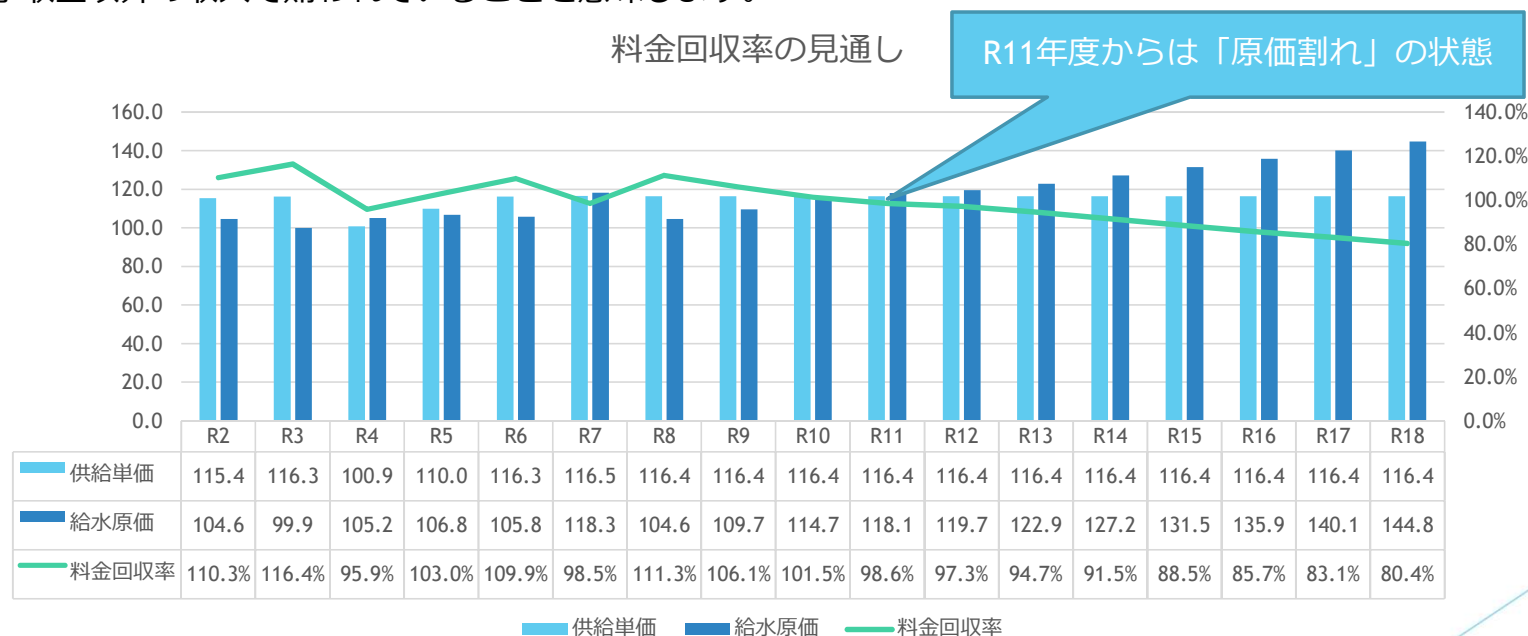
※R4年度はコロナ感染症対策水道料金減免（基本料5ヶ月分）、R5年度については物価高騰対策水道料金減免（基本料2ヶ月分）の減免制度があったため、給水収益は減少しています。

2. 香南市水道事業の状況

2-4 経営状況（料金回収率の見通し）

- ・ 給水原価（円）＝有収水量 1 m³あたりの費用＝（経常費用－長期前受金戻入）／年間総有収水量
- ・ 供給単価（円）＝有収水量 1 m³あたりの収益＝給水収益（料金収入）／年間総有収水量
（有収水量＝水道事業で配水された水のうち、料金徴収の対象となる料金収入につながる水量）
- ・ 料金回収率＝供給単価／給水原価×100

給水原価に対する供給単価の割合を示す指標で、100%を下回っている場合は、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。



※R4年度はコロナ感染症対策水道料金減免（基本料5ヶ月分）、R5年度については物価高騰対策水道料金減免（基本料2ヶ月分）の減免制度があったため、給水収益は減少しています。

3. 料金改定の背景と必要性

3-1 これまでの料金改定①

※金額は税込み(円) メーターは20mmで算定

▶ 平成18年3月1日

- ▶ ・ 5 町村が合併して香南市となり、香南市水道事業と香南市簡易水道事業として運営が開始。料金体系についても 2 体系で開始される。
- ▶ （上水道：家庭用20m³/月2,230円、簡易水道：家庭用20m³/月1,680円）

▶ 平成26年4月1日

- ▶ ・ 消費税法の一部改正に伴い税率改正 5%⇒8%
- ▶ （上水道：家庭用20m³/月2,290円、簡易水道：家庭用20m³/月1,720円）

▶ 平成30年4月1日

- ▶ ・ 簡易水道事業の水道事業への統合に向けて段階的に料金改定 ※1段階目
- ▶ （上水道：家庭用20m³/月2,290円、簡易水道：家庭用20m³/月1,910円）

3. 料金改定の背景と必要性

3-1 これまでの料金改定②

※金額は税込み(円) メーターは20mmで算定

▶ 令和元年4月1日

- ▶ ・簡易水道事業の水道事業への統合に向けて段階的に料金改定 ※2段階目
- ▶ (上水道：家庭用20m³/月2,290円、簡易水道：家庭用20m³/月2,100円)

▶ 令和元年10月1日

- ▶ ・消費税法の一部改正に伴い税率改正 8%⇒10%
- ▶ (上水道：家庭用20m³/月2,330円、簡易水道：家庭用20m³/月2,140円)

▶ 令和2年4月1日

- ▶ ・簡易水道事業の水道事業への統合に向けて段階的に料金改定 ※3段階目
- ▶ (上水道：家庭用20m³/月2,330円、簡易水道：家庭用20m³/月2,330円)

3. 料金改定の背景と必要性

3-2 なぜ改定が必要か

令和6年度に国土交通省が公表した「水道カルテ」では、香南市は県内でも「施設の耐震化率」「料金回収率」いずれもが比較的低いグループに位置しています。

高知県の”水道カルテ”



(出所) 国土交通省「水道カルテ」(令和6年12月20日)

3. 料金改定の背景と必要性

3-3 香南市の経営課題

香南市水道事業が抱える課題は以下の通りです。

- ▶ ・老朽化の進行（全管路の更新には100年以上を要する）
- ▶ ・耐震化の遅れ（大規模災害時には断水が長期化するリスク）
- ▶ ・水質への対策（クリプト・フッ素等への対策）
- ▶ ・気象の変化等による水量不足（温暖化・少雨）



施設の更新・耐震化
の推進が必須

- ▶ ・人員削減・人事異動等による技術者不足
- ▶ ・人員不足に伴う技術の空洞化、災害時対応力の低下
- ▶ ・長期的視点に立った人材確保・育成（技術継承）



中長期的に事業を推
進する担い手の育
成・確保が必須

- ▶ ・人口減少に伴う料金収入の減少
- ▶ ・老朽化施設の維持管理、計画的な更新のために必要な資金の確保
- ▶ ・物価高騰による維持管理費用の上昇



水道インフラを持続
していくための財源
確保が必須

3. 料金改定の背景と必要性

3-4 水道審議会の答申の内容

令和7年9月から令和8年7月にかけて、全5回の審議会で ご審議いただいた結果、香南市水道事業に対して以下のような答申をいただきました。

▶ 《令和8年度答申の概要（水道事業分）》

▶ 結論

- ▶ 地方公営企業である水道事業は、利用者（加入者）からの水道料金収入で事業運営を行う「独立採算制」が原則として定められている。しかし、給水人口減や近年の急激な物価高騰、人件費の上昇などによる給水収益の減少は深刻であり、健全な水道事業を維持し安全で良質な水を安定的に給水するためには現行の水道料金を見直す必要があることから、付帯意見をつけ、別表の料金（改定率約25%）とすることが妥当と考える。

※別表については次頁に料金改定(案)として内容を記載しています。

▶ 付帯意見

- ▶ 1. 料金改定については、市民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行われたい。
- ▶ 2. 今後必要な老朽施設等の更新は、統廃合による施設規模の適正化、また漏水対策等を行い、有収率の向上を図られたい。
- ▶ 3. 地震や台風等の災害時に迅速な対応ができるよう、人材の育成や技術の承継に努められたい。
- ▶ 4. 水道審議会と下水道審議会を一体化し効率的な審議を行われたい。
- ▶ 5. 今後の料金改定については急激な負担増を避けるため、概ね4年を目途に見直しを行い、持続可能な水道事業を図られたい。

4. 今回の料金改定の内容

4-1 水道料金の改定（案）

水道料金の改定案は下表のとおりです。

基本料金、超過料金の額（消費税を含まない）

用途	料金（1ヶ月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）	
			11～20m3	21m3以上
家庭用）旧料金	1～10m3まで	886円	104円	116円
家庭用）新料金	0～10m3まで	970円	130円	145円

用途	料金（1ヶ月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）	
			6～20m3	21m3以上
集落公民館用）旧料金	1～5m3まで	400円	90円	100円
集落公民館用）新料金	0～5m3まで	500円	115円	125円

用途	料金（1ヶ月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）	
			14m3以上	
家庭用・集落公民館以外）旧料金	1～13m3まで	1,266円	116円	
家庭用・集落公民館以外）新料金	0～13m3まで	1,350円	145円	

メーター使用料金表（消費税を含まない） ※今回は改定なし

用途	基本料金（1ヶ月につき）
13ミリメートル	100円
20ミリメートル	200円
25ミリメートル	300円
30ミリメートル	400円
40ミリメートル	500円
50ミリメートル	1,200円
75ミリメートル	2,200円
100ミリメートル	2,600円

○この表から算出した金額とメーター使用料金の合計額に消費税相当額10%を加算したものがその月の水道料金となります。

※税額の端数処理は、旧料金は10円未満、新料金は1円未満で切り捨て処理となります。

4. 今回の料金改定の内容

4-2 料金改定の方針

- ▶ 近年、各地で起こっている地震災害などで顕在化したように、老朽化した水道施設の更新や耐震化は喫緊の課題です。
- ▶ 生活に欠かすことができない安全で安心な水道水を将来にわたり安定供給するためには、老朽化した水道施設の更新や耐震化を進めていく必要があります。
- ▶ しかしながら物価高騰、人口減少による料金収入の減少など経営努力のみでは、老朽化した水道施設の更新や耐震化が困難となり、これまでと同様の水道水の安定供給を維持することができないため、香南市水道事業審議会からの答申を踏まえ、水道料金を約25%増額改定させていただく方針としました。

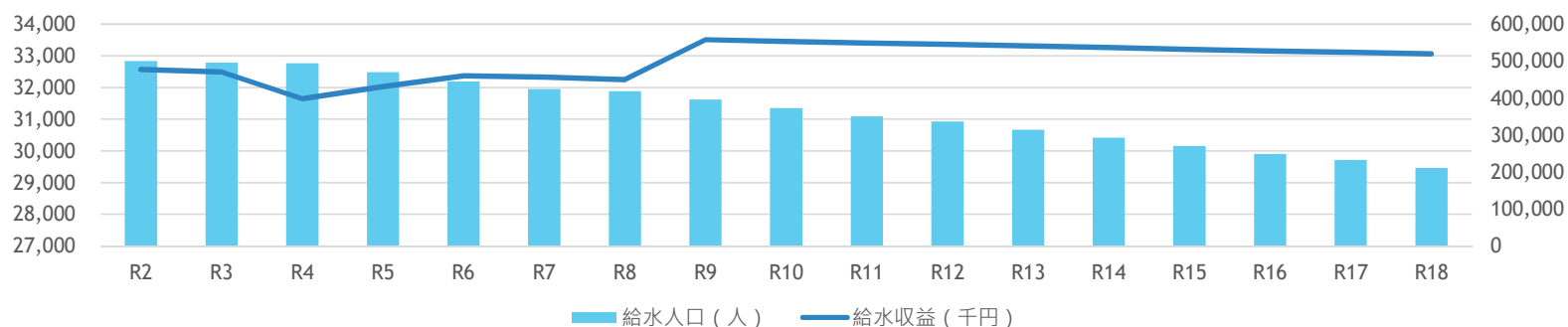
【改定率を目標値25%に設定した理由】

- ▶ 過去5ヶ年間（R2年度からR6年度にかけて）で現金資金が年々減少しており、R2年度の資金期首残高は766,202,179円でしたが、R6年度の資金期末残高では185,519,176円となりました。
- ▶ この5ヶ年間での期首期末の差額580,683,003円を5ヶ年平均した金額116,136,601円を増収の必要な金額と目標設定し算定した結果、25%以上の改定率が必要となりました。

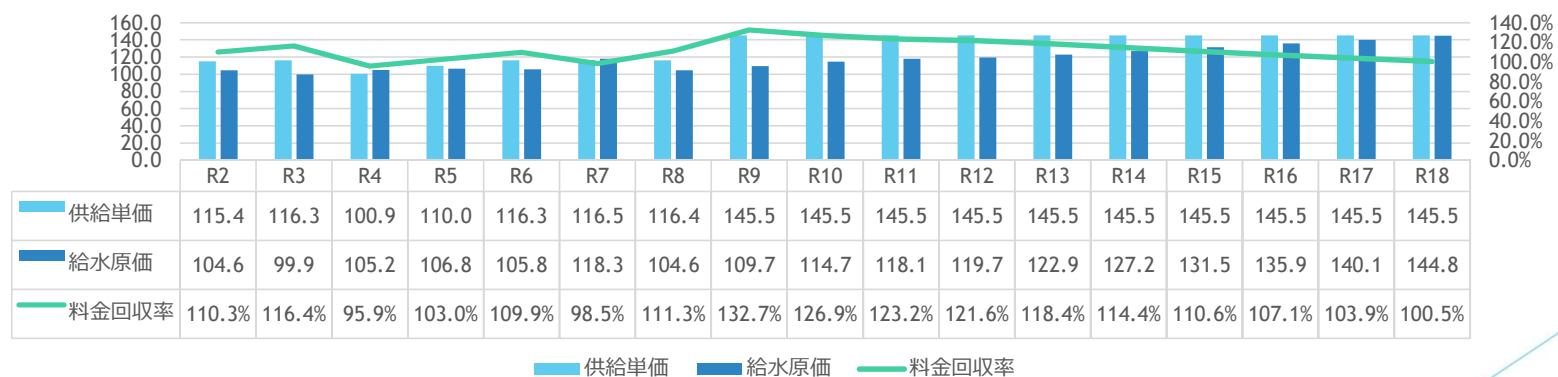
4. 今回の料金改定の内容

4-3 料金改定後の料金収入及び料金回収率見通し

給水人口と給水収益（R9以降25%改定）



料金回収率の見通し（R9以降25%改定）



※R4年度はコロナ感染症対策水道料金減免（基本料5ヶ月分）、R5年度については物価高騰対策水道料金減免（基本料2ヶ月分）の減免制度があったため、給水収益は減少しています。

5. 県内他市との料金比較

5-1 比較一覧表① (一般用(家庭用) 1ヶ月 20mm ※税抜)

使用水量	量水器	0 m3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100	101～1000	1001～	税額 (端数処理)	
高知市		基本料810	10								137			164	193		251					335		280	一円未満切り捨て
南国市		基本料1,100	50								85			125			160					190		一円未満切り捨て	
香美市	150	基本料950											105											一円未満切り捨て	
// (R9～)	150	基本料1,100											106											一円未満切り捨て	
香南市（現行）	200	0	基本料886										104	116										十円未満切り捨て	
香南市 最終案	200	基本料970										130	145										一円未満切り捨て		
香南市 案①	200	0	基本料1,110										135	148										一円未満切り捨て	
香南市 案②	200	基本料600	50								130			145					一円未満切り捨て						
香南市 案③参考	200	基本料1,110										130	145										一円未満切り捨て		
安芸市	160	基本料945										130	140	150		165					175		一円未満切り捨て		
室戸市		基本料1,260										190										給水条例は税込み (1円単位での定まり)			
土佐市	130	基本料648								120														一円未満切り捨て	
須崎市		基本料1250										125	145	150		165					一円未満切り捨て				
四万十市		基本料1,008										120										一円未満切り捨て			
// (R8.10～)		基本料1,210										144										一円未満切り捨て			
宿毛市	120	基本料870										130	150										一円未満切り捨て		
土佐清水市	150	基本料1,080										180										一円未満切り捨て			
使用水量		0 m3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100	～500	～1000	1001～	合計
(香南市 家庭用 R4～R6実績) 使用水量毎の年間 合計件数から算出	月あたり 件数	2,482	382	252	253	276	309	330	349	359	370	382	3,974	2,975	1,266	512	217	101	57	32	20	83	2	2	14,984
	合計に占める割合	16.6	2.5	1.7	1.7	1.8	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	26.5	19.9	8.5	3.4	1.5	0.7	0.4	0.2	0.1	0.6	0.0	0.0	100%
			1～10m3まで：3,262件 21.8%																						

※使用水量0m3の場合で基本料がかかっていないのは香南市のみ。

5. 県内他市との料金比較

5-1 比較一覧表②

(一般用(家庭用) 20mm 0~100m³/1ヶ月 メータ使用料含む ※税抜)

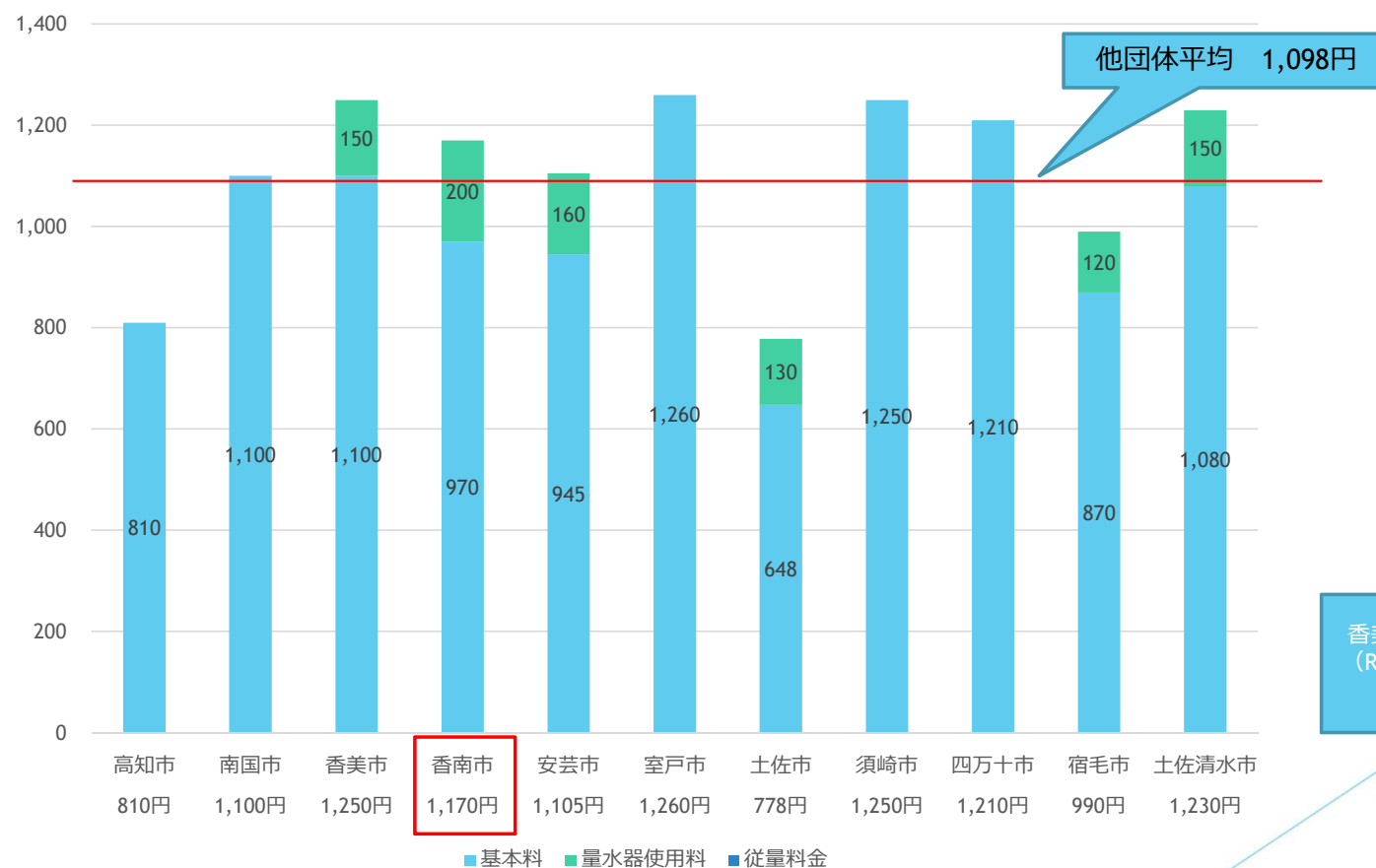
水量	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³
高知市	¥ 810	¥ 1,164	¥ 2,534	¥ 4,174	¥ 6,104	¥ 8,034	¥ 10,544	¥ 13,054	¥ 15,564	¥ 18,074	¥ 20,584
南国市	¥ 1,100	¥ 1,600	¥ 2,450	¥ 3,300	¥ 4,550	¥ 5,800	¥ 7,050	¥ 8,650	¥ 10,250	¥ 11,850	¥ 13,450
香美市	¥ 1,250	¥ 1,250	¥ 2,450	¥ 3,650	¥ 4,850	¥ 6,050	¥ 7,250	¥ 8,450	¥ 9,650	¥ 10,850	¥ 12,050
香南市	¥ 1,170	¥ 1,170	¥ 2,470	¥ 3,920	¥ 5,370	¥ 6,820	¥ 8,270	¥ 9,720	¥ 11,170	¥ 12,620	¥ 14,070
安芸市	¥ 1,105	¥ 1,105	¥ 2,405	¥ 3,805	¥ 5,305	¥ 6,805	¥ 8,455	¥ 10,105	¥ 11,755	¥ 13,405	¥ 15,055
室戸市	¥ 1,260	¥ 1,260	¥ 3,160	¥ 5,060	¥ 6,960	¥ 8,860	¥ 10,760	¥ 12,660	¥ 14,560	¥ 16,460	¥ 18,360
土佐市	¥ 778	¥ 1,018	¥ 2,218	¥ 3,418	¥ 4,618	¥ 5,818	¥ 7,018	¥ 8,218	¥ 9,418	¥ 10,618	¥ 11,818
須崎市	¥ 1,250	¥ 1,250	¥ 2,500	¥ 3,950	¥ 5,450	¥ 6,950	¥ 8,600	¥ 10,250	¥ 11,900	¥ 13,550	¥ 15,200
四万十市	¥ 1,210	¥ 1,210	¥ 2,650	¥ 4,090	¥ 5,530	¥ 6,970	¥ 8,410	¥ 9,850	¥ 11,290	¥ 12,730	¥ 14,170
宿毛市	¥ 990	¥ 990	¥ 2,290	¥ 3,790	¥ 5,290	¥ 6,790	¥ 8,290	¥ 9,790	¥ 11,290	¥ 12,790	¥ 14,290
土佐清水市	¥ 1,230	¥ 1,230	¥ 3,030	¥ 4,830	¥ 6,630	¥ 8,430	¥ 10,230	¥ 12,030	¥ 13,830	¥ 15,630	¥ 17,430

香美市(R9~)、四万十市(R8.10~)、香南市(R9~改定案)で作成

5. 県内他市との料金比較

5-2 料金比較グラフ① (口径20mm 0m3/1ヶ月 ※税抜)

近隣他団体との料金比較 20mm 0m3 (税抜)



5. 県内他市との料金比較

5-2 料金比較グラフ② (口径20mm 10m3/1ヶ月 ※税抜)

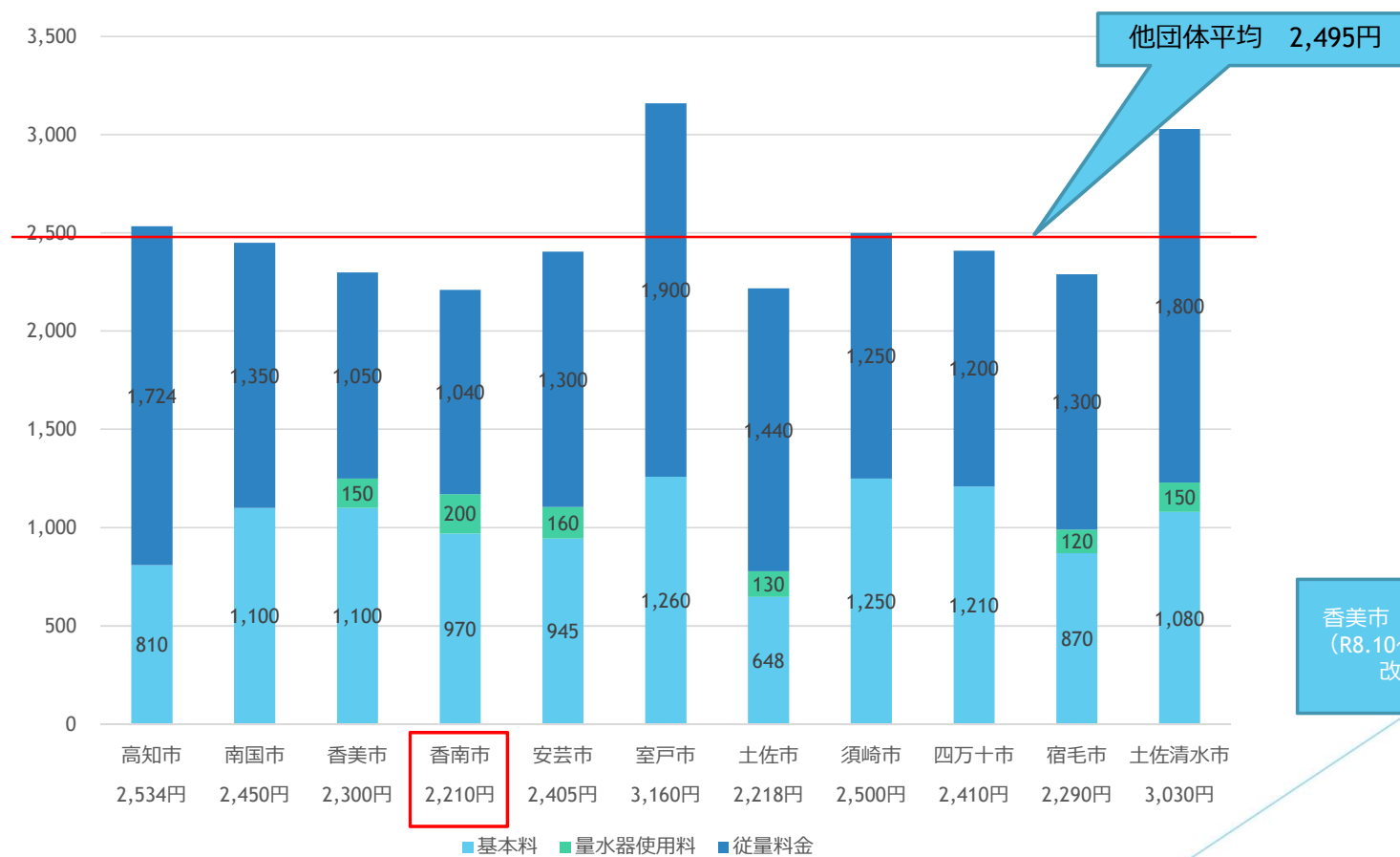
近隣他団体との料金比較 20mm 10m3 (税抜)



5. 県内他市との料金比較

5-2 料金比較グラフ③ (口径20mm 20m3/1ヶ月 ※税抜)

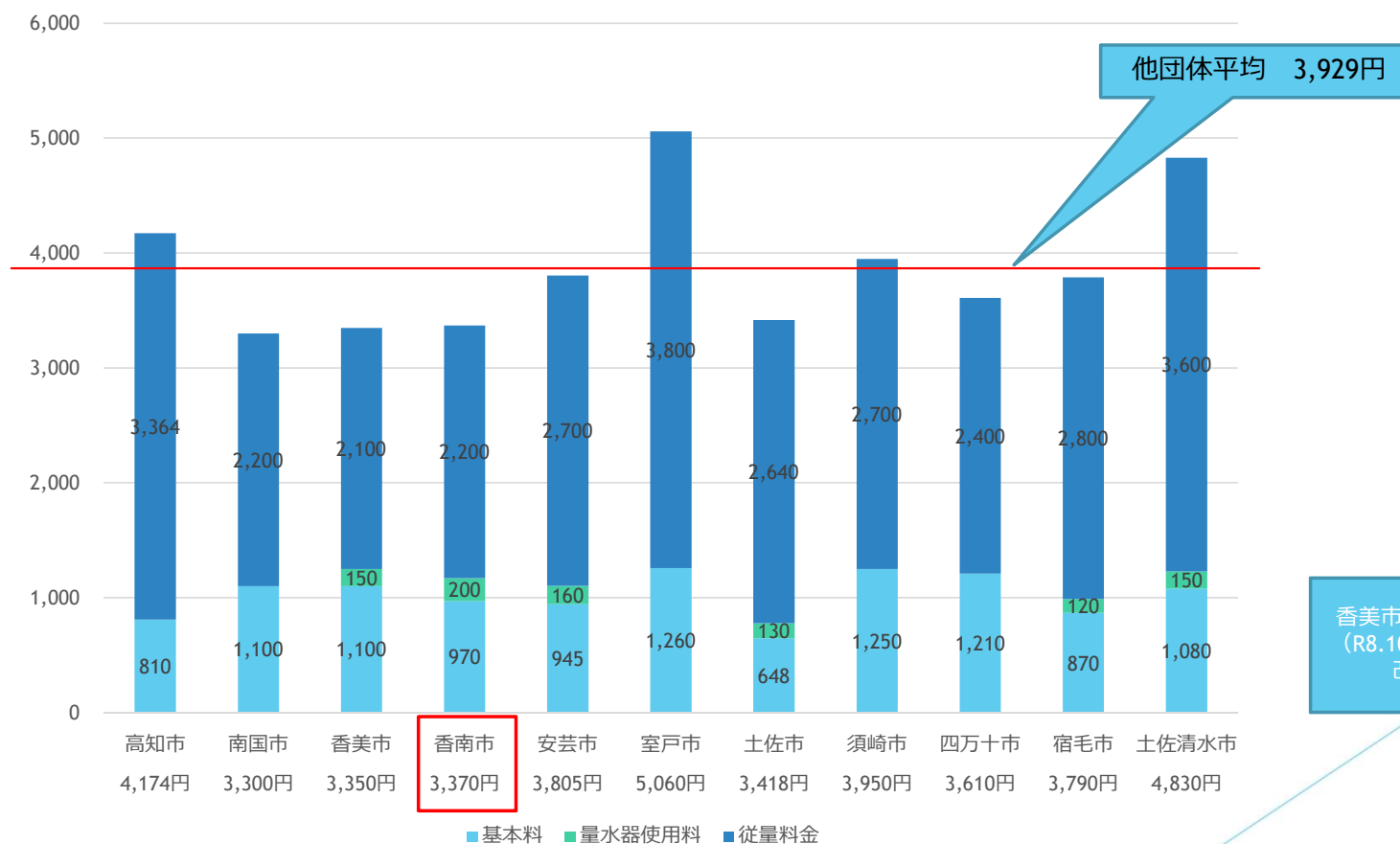
近隣他団体との料金比較 20mm 20m3 (税抜)



5. 県内他市との料金比較

5-2 料金比較グラフ④ (口径20mm 30m3/1ヶ月 ※税抜)

近隣他団体との料金比較 20mm 30m3 (税抜)

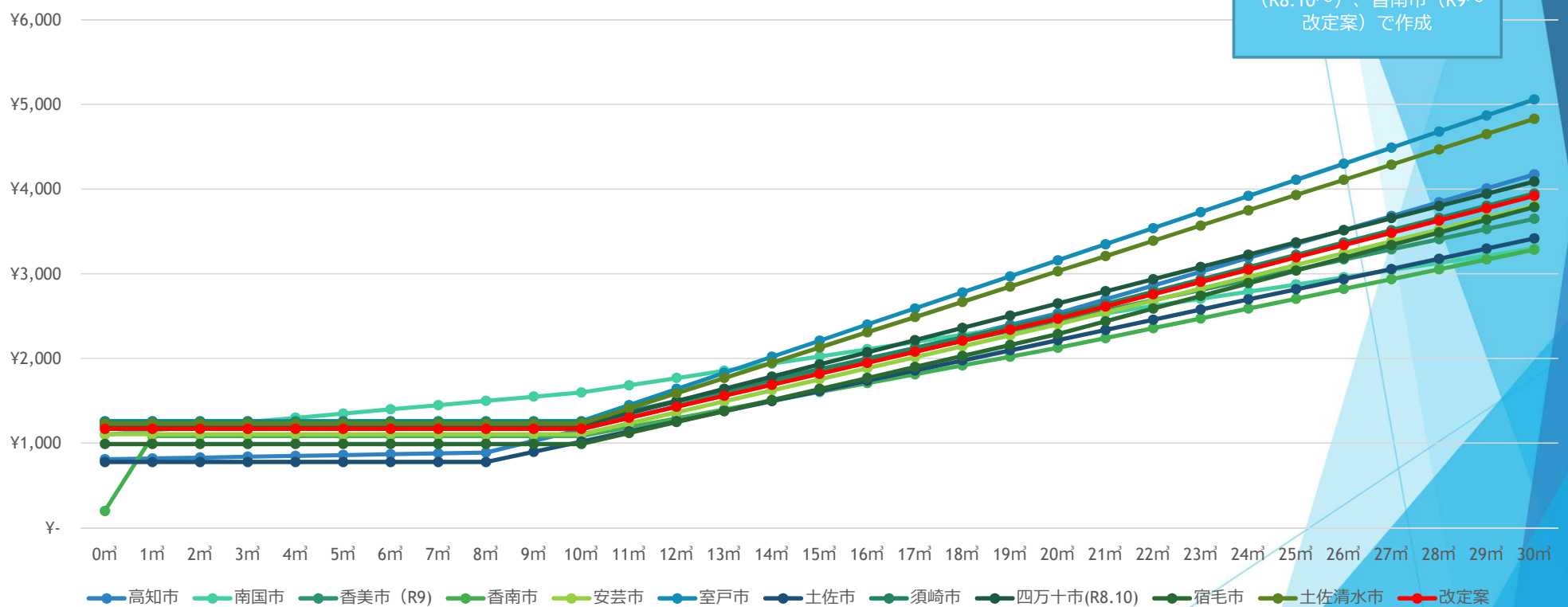


5. 県内他市との料金比較

5-2 料金比較グラフ⑤

(口径20mm 0m³~30m³/1ヶ月 メーター使用料含む ※税抜)

改定案 0~30m³ (1m³毎)



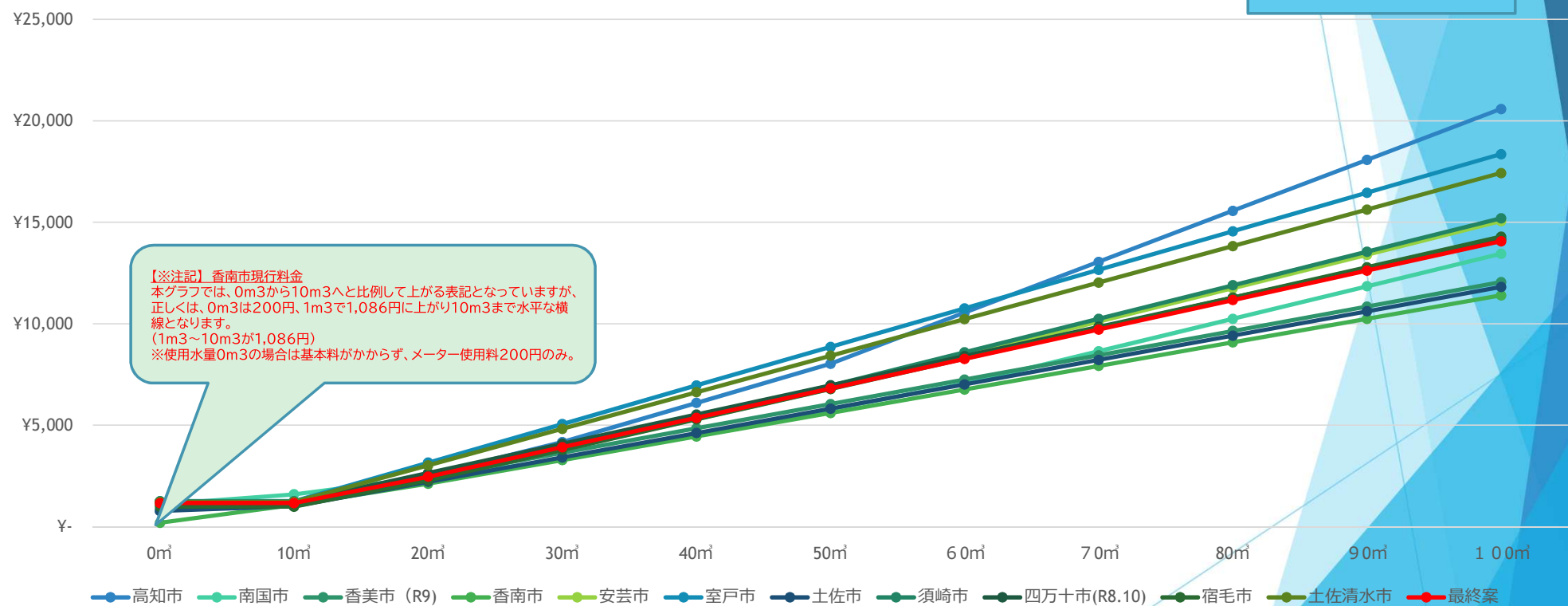
5. 県内他市との料金比較

5-2 料金比較グラフ⑥

(口径20mm 0m³~100m³/1ヶ月 メーター使用料含む ※税抜)

改定案 0~100m³

香美市 (R9~)、四万十市 (R8.10~)、香南市 (R9~ 改定案) で作成



6. 今後のスケジュール

6-1 使用料改定に向けたスケジュール（予定）

料金改定の必要性については、令和7年9月から令和8年7月にかけて、全5回の審議会で審議いただいた結果、7月8日に市長へ答申が提出されました。

その答申内容を尊重し、議会での条例改正が可決されましたら、市民の皆様へ改定の内容等を周知していきます。

- ▶ 8月 説明会（各町で実施）
- ▶ 9月 議会（条例改正の議案を提出）
- ▶ 12月 広報誌面掲載、使用者への通知（改定予告）
水道検針票に改定予告印字 など

令和9年

- ▶ 4月 条例施行
- ▶ 6月 6月請求分から適用
（4月検針日から5月検針日までの分から改定料金を適用）